

海上保安協会呉支部 海難防止部会規則

(名称)

第1条 本会は、海上保安協会呉支部海難防止部会（以下「部会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、海上保安協会呉支部の行う行事のうち、海難防止に関する事項の調査研究並びに審議を行い、呉海上保安部長（呉港長）の諮問に答え又は建議し、関係者への周知を行い、もって海難防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の分科会を置き、関係事項の調査研究及び審議を行う。

- イ 港内航行安全対策分科会
- ロ 呉港付近台風等対策分科会

(調査研究、審議)

第3条の2 各分科会の調査研究、審議事項は別表1のとおりとする。

(一般会員)

第4条 本会の一般会員は、第3条の事業に関係を有する支部会員のうちから会長が指名する者をもってあてる

(特別会員)

第5条 分科会に支部会員以外の法人、団体、官公署を代表する者をもってする特別会員をおくことができる。

(分科会会員)

第6条 会員は別表2のとおりとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 部 会 長 1名
- 副 部 会 長 1名
- 分科会幹事 各会1名

(部会長)

第7条の2 部会長は、支部長の職に在る者とし、会務を総括する。

(副部会長)

第7条の3 副部会長は、一般会員の持ち回りとし、部会の庶務にあたるほか、部会長に事故あるときは、これを代理する。

(特別会員の依頼)

第7条の4 特別会員は、各分科会議開催の都度、部会長又は幹事若しくは海上保安部長(港長)が必要と認めた場合、会議への出席を依頼するものとする。
このうち、官公署に対する依頼は、呉海上保安部長(港長)が行うものとする。

(任期)

第8条 副部会長及び幹事の任期は、2ヶ年とする。但し重任を妨げない。
欠員を生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期とする。

(会議)

第9条 会議は、役員会議、分科会会議とする。

(会議の開催)

第9条の2 会議は、部会長が必要と認めたとき及び、分科会からの請求があったとき、若しくは呉海上保安部長(港長)の要請があったとき開催する。

(会議の記録)

第9条の3 部会長又はその代理人が欠席した役員会議の結果については、副部会長は部会長に、分科会会議の結果については、幹事が副部会長を経て部会長に、それぞれ報告するものとする。

(重要審議)

第9条の4 重要事項の審議策定にあたっては、出席役員又は当該会員に対し、事前に審議に必要な事項を通知しておくものとする。

(代表権)

第9条の5 出席役員又は会員は、それぞれ所属機関、所属法人・団体の代表権を委任されたものとみなす。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、海上保安協会呉支部に置く。
但し、事務局の実務については、呉海上保安部交通課が行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるものを除くほか、本会の運営に関し、必要な事項は部会長が役員会議にはかつて定めるものとする。

附則

- 1 この規則は、昭和54年5月16日から効力を生じる。
- 2 呉港外国船等安全対策連絡協議会会則（昭51.12.16）及び呉港台風対策連絡
議会（昭34.8.18）は、これを廃止する。
- 3 令和7年6月11日 一部改正

別表 1

分科会名	調査研究、審議事項
港内航行安全対策分科会	1 港則法に関する規制等の調査研究及び資料の収集 2 各種船舶に係る海難防止対策の調査研究及び資料の収集。 3 海事関係法令その他海上交通の安全に関する指導等の周知。 4 講習会、訓練、研修等の主催、又は開催の援助。 5 その他海難防止に必要とする事項 6 港内の航行安全に関する検討及び関係者との調整など。 7 規制緩和等の要望に関する港長との意見交換会の開催
呉港付近台風等対策分科会	1 台風、発達した低気圧及び津波の来襲に伴う船舶等の災害防止のための調査研究及び資料の収集。 2 船舶等に対する警戒避難等の指導、勧告に関して「呉海上保安部長（呉港長）」の諮問に応じ又は、建議すること。 3 船舶等に対する指導、勧告事項の周知、伝達。 4 上記事業の実施に関する要綱及び連絡体制の整備。

別表 2

分科会名	会議構成員	所属会員
港内航行安全対策分科会	港湾管理者、荷主、代理店、各種船舶 運航者、海上作業関係者等	海上保安協会呉支部会員
呉港付近台風等対策分科会	各種船舶の運航者 代理店、荷役業者業者等	別途、実施要綱で定めた「台風等対策伝達系統網」のとおり